

公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益社団法人岡山県シルバー人材センター連合会（以下「この法人」という。）定款第27条第1項の規定に基づき、この法人の理事及び監事の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事及び監事は、無報酬とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会において決定しなければならない。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。